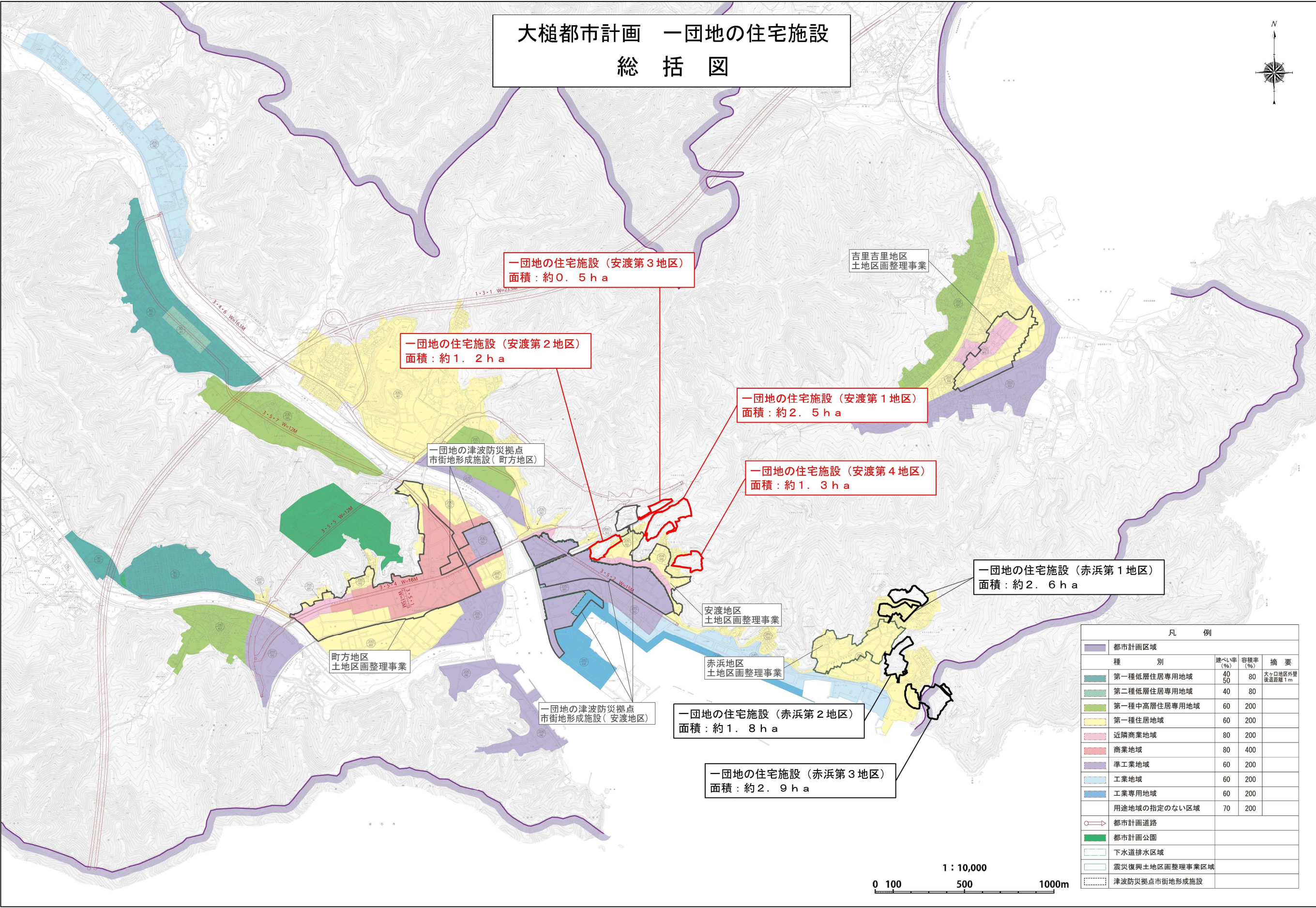
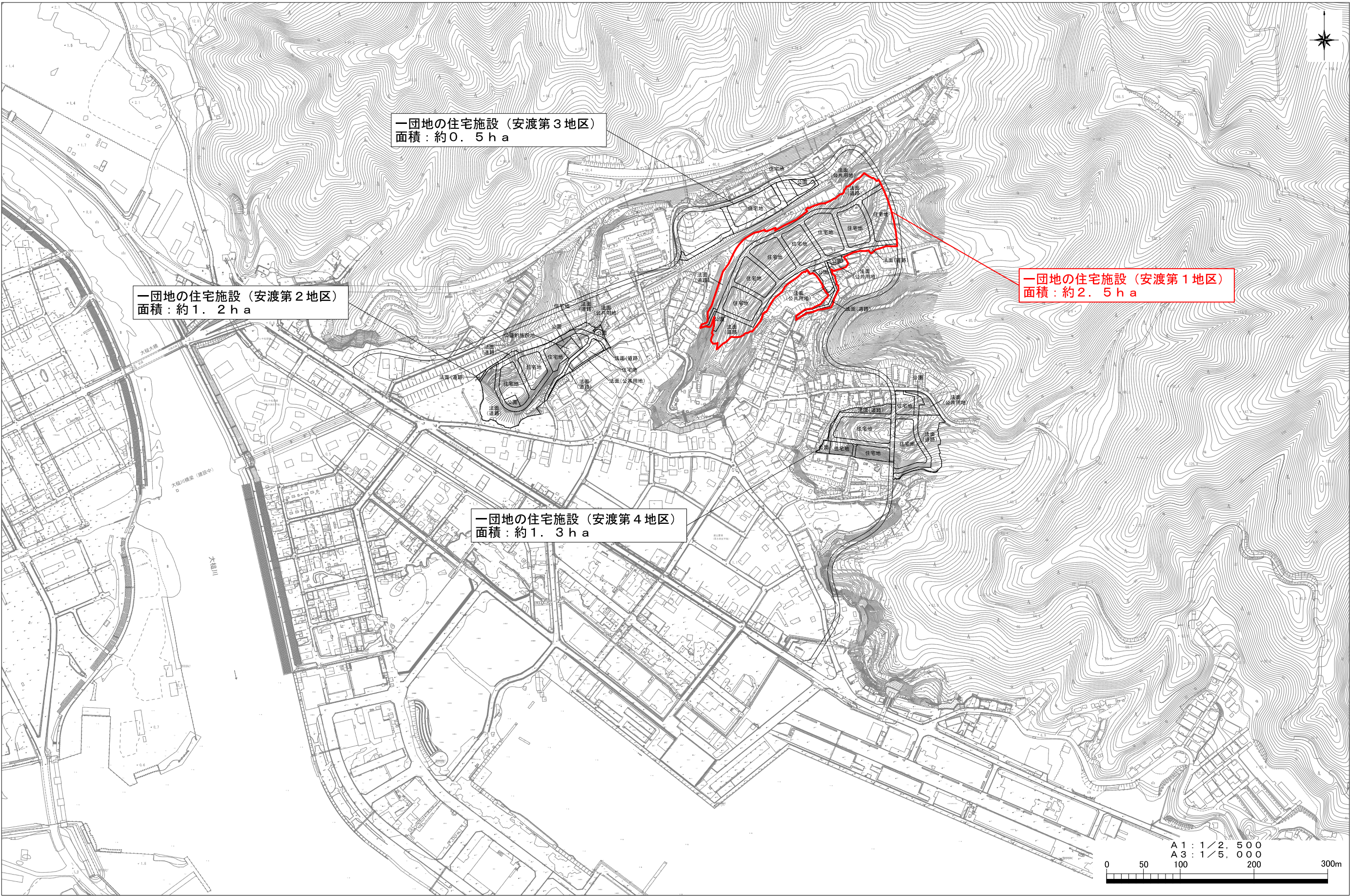






大槌都市計画一団地の住宅施設の決定(大槌町決定)

大槌都市計画一団地の住宅施設(安渡第1地区)を次のように決定する。

名 称		一団地の住宅施設(安渡第1地区)		
位 置		岩手県上閉伊郡大槌町安渡三丁目及び大槌第28地割の各一部		
面 積		約2.5ha		
建築物(密度) の 限 度		建 ぺ い 率	容 積 率	備 考
		60%	200%	
住宅 の 予 定 戸 数	高 層	—		
	中 層	—		
	低 層	約50戸		
	計	約50戸		
配 置 の 方 針	公 共 施 設	道 路	地区東側の計画幹線道路(幅員6m別途事業)を骨格として、幅員6mの地区内道路を画地規模を考慮し適宜配置する。 幅員3mの歩行者専用道路を低地部からの避難路及び隣接住宅地との連絡路として適宜配置する。	
		公園及び緑地	公園及び緑地は、誘致距離や周辺環境、景観等を考慮し適宜配置するものとし、地区面積の3%以上を確保する。	
		その他の公共施設	下水道 ①雨水:公共下水道の雨水浸水対策事業として整備する準用河川沢山沢川を介し、大槌川へ直接放流する。 ②汚水:公共下水道により集水し、終末処理場を経由して小槌川へ放流する。 上水道:大槌町営水道により給水する。 消防水利:防火貯水槽を適宜配置する。	
	公益的施設		ゴミ置場を適宜配置する。	
	住 宅		戸建て住宅を団地内外の住環境に留意して配置する。	

「区域並びに住宅、公益的施設及び公共施設の位置は計画図表示のとおり」

理 由

東日本大震災における津波被害からの早期復興を図るため、本案のように決定するものである。

理 由 書

(安渡第1地区)

本町は、東日本大震災の津波により壊滅的な被害を受けており、被災した住民は、応急仮設住宅での生活を余儀なくされている。

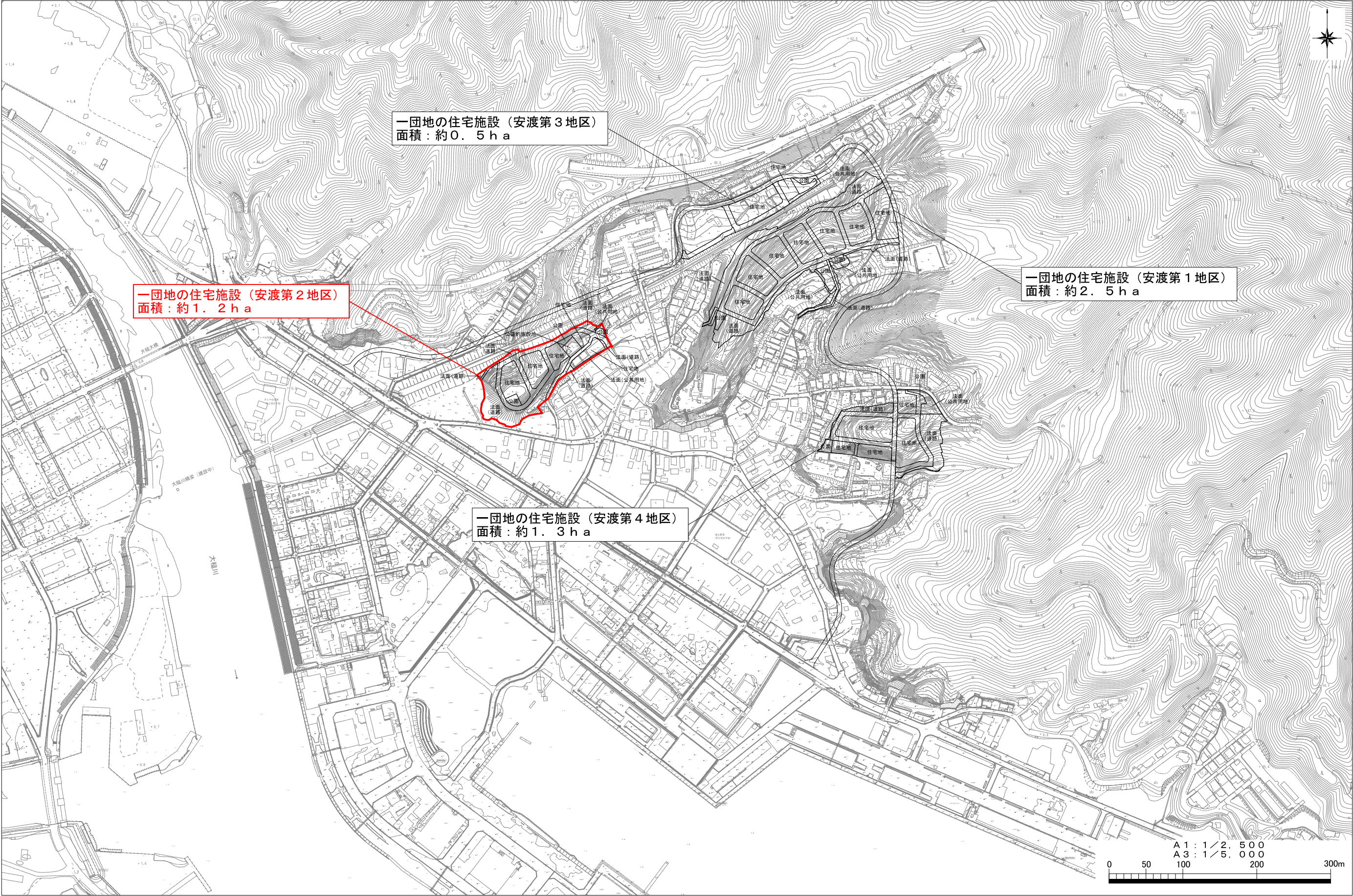
また、この津波により本来の地域コミュニティも分散化している状態にあり、早急に市街地を再生する必要があるため、大槌町東日本大震災津波復興計画及び大槌町都市計画マスタープランに基づき、復興まちづくりに取り組んでいるところである。

本地区が位置する安渡地域は、大槌港の周辺に水産加工業やその関連産業が集積し、北側には比較的新しい住宅地が、山側には漁業集落が形成されていたが、多重防災の観点から復興まちづくりにおいては、安全な生活の場を確保することを目的として、高台移転を基本としている。

被害のあった低地部は、平成25年3月に建築基準法による災害危険区域の指定を行い、産業系用地を確保して産業拠点の形成を目指している。

住宅地については、地域コミュニティを維持しながら高台に地域の中心を再編し、被災を免れた既存住宅地との繋がりを持たせるよう居住エリアを山側に形成して、コンパクトで一体感を持ったまちの構築を目指すものである。

このようなことから、一団地の住宅施設（安渡第1地区）を本案のように定めようとするものである。



大槌都市計画一団地の住宅施設の決定(大槌町決定)

大槌都市計画一団地の住宅施設(安渡第2地区)を次のように決定する。

名 称		一団地の住宅施設(安渡第2地区)		
位 置		岩手県上閉伊郡大槌町安渡二丁目及び大槌第26地割の各一部		
面 積		約1.2ha		
建築物(密度) の 限 度		建 ぺ い 率	容 積 率	備 考
		60%	200%	
住 宅 の 予 定 戸 数	高 層	—		
	中 層	—		
	低 層	約20戸		
	計	約20戸		
配 置 の 方 針	公 共 施 設	道 路	地区南側の土地区画整理事業の計画道路(幅員6m)を骨格として、幅員4～6mの地区内道路を画地規模を考慮し適宜配置する。 幅員3mの歩行者専用道路を低地部からの避難路として適宜配置する。	
		公園及び緑地	公園及び緑地は、誘致距離や周辺環境、景観等を考慮し適宜配置するものとし、地区面積の3%以上を確保する。	
		その他の公共施設	下水道 ①雨水:公共下水道の雨水浸水対策事業として整備する準用河川沢山沢川を介し、大槌川へ直接放流する。 ②汚水:公共下水道により集水し、終末処理場を経由して小槌川へ放流する。 上水道:大槌町営水道により給水する。 消防水利:防火貯水槽を適宜配置する。	
	公益的施設		ゴミ置場を適宜配置する。 既存の社寺は保全する。	
	住 宅		戸建て住宅を団地内外の住環境に留意して配置する。	

「区域並びに住宅、公益的施設及び公共施設の位置は計画図表示のとおり」

理 由

東日本大震災における津波被害からの早期復興を図るため、本案のように決定するものである。

理 由 書

(安渡第2地区)

本町は、東日本大震災の津波により壊滅的な被害を受けており、被災した住民は、応急仮設住宅での生活を余儀なくされている。

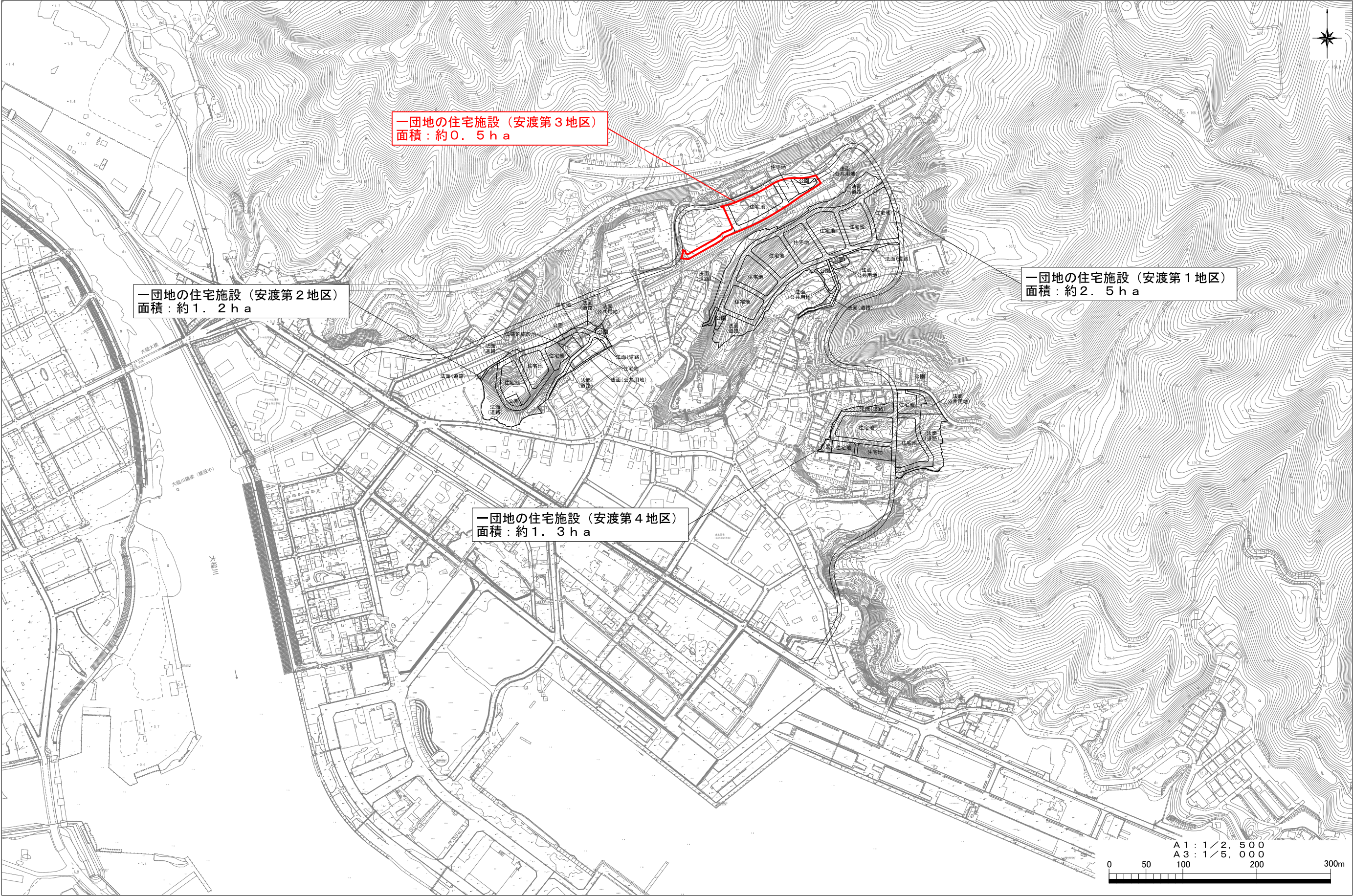
また、この津波により本来の地域コミュニティも分散化している状態にあり、早急に市街地を再生する必要があるため、大槌町東日本大震災津波復興計画及び大槌町都市計画マスタープランに基づき、復興まちづくりに取り組んでいるところである。

本地区が位置する安渡地域は、大槌港の周辺に水産加工業やその関連産業が集積し、北側には比較的新しい住宅地が、山側には漁業集落が形成されていたが、多重防災の観点から復興まちづくりにおいては、安全な生活の場を確保することを目的として、高台移転を基本としている。

被害のあった低地部は、平成25年3月に建築基準法による災害危険区域の指定を行い、産業系用地を確保して産業拠点の形成を目指している。

住宅地については、地域コミュニティを維持しながら高台に地域の中心を再編し、被災を免れた既存住宅地との繋がりを持たせるよう居住エリアを山側に形成して、コンパクトで一体感を持ったまちの構築を目指すものである。

このようなことから、一団地の住宅施設（安渡第2地区）を本案のように定めようとするものである。



大槌都市計画一団地の住宅施設の決定(大槌町決定)

大槌都市計画一団地の住宅施設(安渡第3地区)を次のように決定する。

名 称		一団地の住宅施設(安渡第3地区)		
位 置		岩手県上閉伊郡大槌町安渡二丁目及び大槌第28地割の各一部		
面 積		約0.5ha		
建築物(密度) の 限 度		建 ぺ い 率	容 積 率	備 考
		60%	200%	
住宅 の 予 定 戸 数	高 層	—		
	中 層	—		
	低 層	約10戸		
	計	約10戸		
配 置 の 方 針	公 共 施 設	道 路	地区北側の計画幹線道路(幅員6m別途事業)を骨格として、幅員6mの地区内道路を画地規模を考慮し適宜配置する。 幅員4mの歩行者専用道路を低地部からの避難路及び隣接住宅地との連絡路として適宜配置する。	
		公園及び緑地	公園及び緑地は、誘致距離や周辺環境、景観等を考慮し適宜配置するものとし、地区面積の3%以上を確保する。	
		その他の公共施設	下水道 ①雨水:公共下水道の雨水浸水対策事業として整備する準用河川沢山沢川を介し、大槌川へ直接放流する。 ②汚水:公共下水道により集水し、終末処理場を経由して小槌川へ放流する。 上水道:大槌町営水道により給水する。 消防水利:消火栓を適宜配置する。	
	公益的施設		ゴミ置場を適宜配置する。	
	住 宅		戸建て住宅を団地内外の住環境に留意して配置する。	

「区域並びに住宅、公益的施設及び公共施設の位置は計画図表示のとおり」

理 由

東日本大震災における津波被害からの早期復興を図るため、本案のように決定するものである。

理 由 書

(安渡第3地区)

本町は、東日本大震災の津波により壊滅的な被害を受けており、被災した住民は、応急仮設住宅での生活を余儀なくされている。

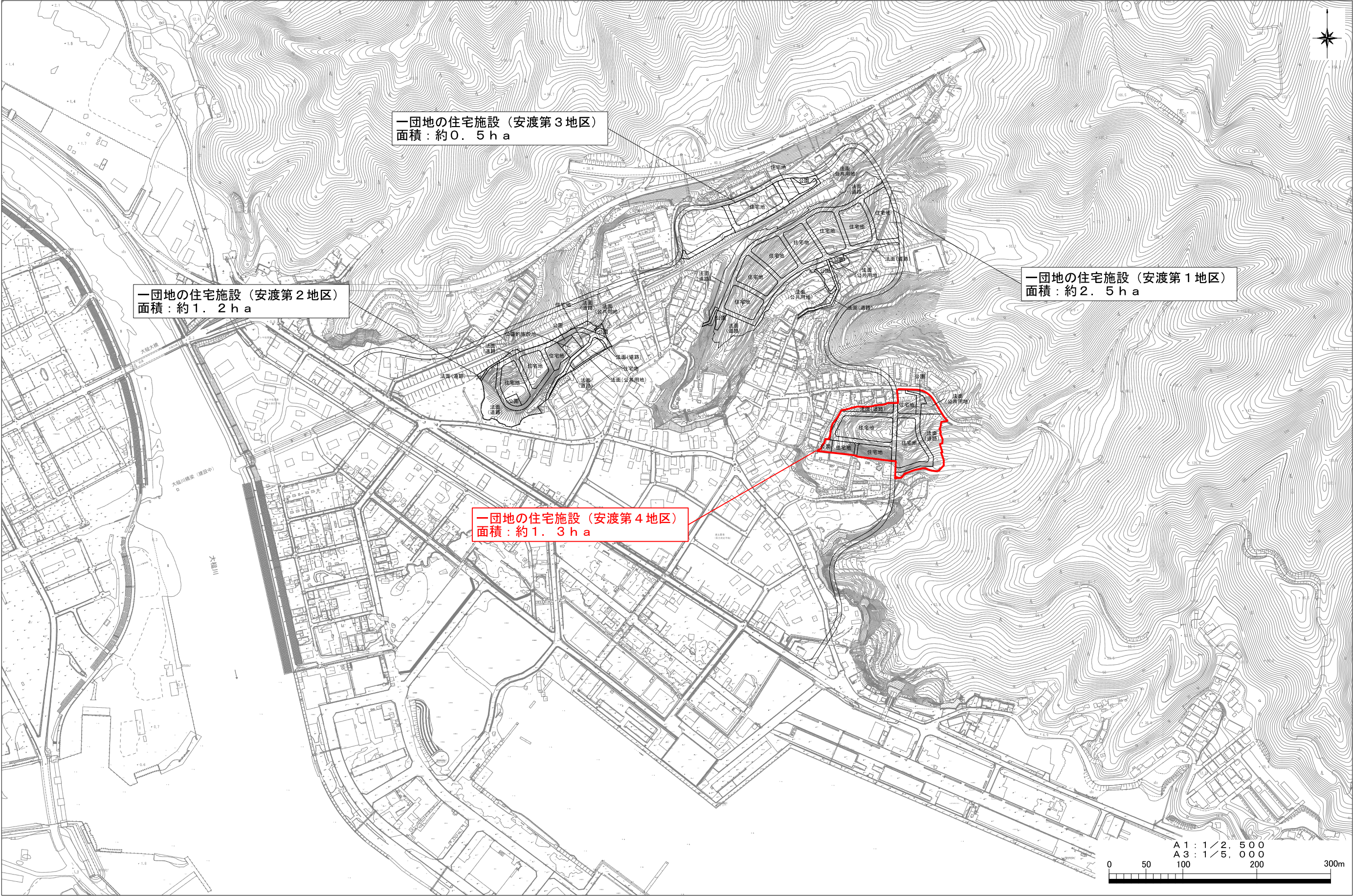
また、この津波により本来の地域コミュニティも分散化している状態にあり、早急に市街地を再生する必要があるため、大槌町東日本大震災津波復興計画及び大槌町都市計画マスタープランに基づき、復興まちづくりに取り組んでいるところである。

本地区が位置する安渡地域は、大槌港の周辺に水産加工業やその関連産業が集積し、北側には比較的新しい住宅地が、山側には漁業集落が形成されていたが、多重防災の観点から復興まちづくりにおいては、安全な生活の場を確保することを目的として、高台移転を基本としている。

被害のあった低地部は、平成25年3月に建築基準法による災害危険区域の指定を行い、産業系用地を確保して産業拠点の形成を目指している。

住宅地については、地域コミュニティを維持しながら高台に地域の中心を再編し、被災を免れた既存住宅地との繋がりを持たせるよう居住エリアを山側に形成して、コンパクトで一体感を持ったまちの構築を目指すものである。

このようなことから、一団地の住宅施設（安渡第3地区）を本案のように定めようとするものである。



大槌都市計画一団地の住宅施設の決定(大槌町決定)

大槌都市計画一団地の住宅施設(安渡第4地区)を次のように決定する。

名 称		一団地の住宅施設(安渡第4地区)		
位 置		岩手県上閉伊郡大槌町安渡三丁目及び大槌第29地割の各一部		
面 積		約1.3ha		
建築物(密度) の 限 度		建 ぺ い 率	容 積 率	備 考
		60%	200%	
住宅 の 予 定 戸 数	高 層	—		
	中 層	—		
	低 層	約30戸		
	計	約30戸		
配 置 の 方 針	公 共 施 設	道 路	地区中央を南北に通過する計画幹線道路(幅員6m別途事業)を骨格として、幅員6mの地区内道路を画地規模を考慮し適宜配置する。 幅員4mの歩行者専用道路を低地部からの避難路として適宜配置する。	
		公園及び緑地	公園及び緑地は、誘致距離や周辺環境、景観等を考慮し適宜配置するものとし、地区面積の3%以上を確保する。	
		その他の公共施設	下水道 ①雨水:公共下水道の雨水浸水対策事業として整備する準用河川沢山沢川を介し、大槌川へ直接放流する。 ②汚水:公共下水道により集水し、終末処理場を経由して小槌川へ放流する。 上水道:大槌町営水道により給水する。 消防水利:消火栓を適宜配置する。	
	公益的施設		ゴミ置場を適宜配置する。	
	住 宅		戸建て住宅を団地内外の住環境に留意して配置する。	

「区域並びに住宅、公益的施設及び公共施設の位置は計画図表示のとおり」

理 由

東日本大震災における津波被害からの早期復興を図るため、本案のように決定するものである。

理 由 書

(安渡第4地区)

本町は、東日本大震災の津波により壊滅的な被害を受けており、被災した住民は、応急仮設住宅での生活を余儀なくされている。

また、この津波により本来の地域コミュニティも分散化している状態にあり、早急に市街地を再生する必要があるため、大槌町東日本大震災津波復興計画及び大槌町都市計画マスタープランに基づき、復興まちづくりに取り組んでいるところである。

本地区が位置する安渡地域は、大槌港の周辺に水産加工業やその関連産業が集積し、北側には比較的新しい住宅地が、山側には漁業集落が形成されていたが、多重防災の観点から復興まちづくりにおいては、安全な生活の場を確保することを目的として、高台移転を基本としている。

被害のあった低地部は、平成25年3月に建築基準法による災害危険区域の指定を行い、産業系用地を確保して産業拠点の形成を目指している。

住宅地については、地域コミュニティを維持しながら高台に地域の中心を再編し、被災を免れた既存住宅地との繋がりを持たせるよう居住エリアを山側に形成して、コンパクトで一体感を持ったまちの構築を目指すものである。

このようなことから、一団地の住宅施設（安渡第4地区）を本案のように定めようとするものである。